

仙台市介護保険審議会議事録

(第5期計画期間 第11回会議)

日時：平成26年10月15日(水) 15:30~15:45

場所：市役所本庁舎2階第1委員会室

<出席者>

【委員】

安孫子 雅浩委員、板橋 純子委員、内田 裕子委員、大内 修道委員、小笠原 サキ子委員
関東 澄子委員、菊地 りつ子委員、日下 俊一委員、小坂 浩之委員、駒形 守俊委員
鈴木 きよ子委員、鈴木 峻委員、田口 美之委員、辻 一郎委員、長野 正裕委員

以上15人、五十音順

(阿部 淳子委員・阿部 一彦委員、太田 雅夫委員、草刈 拓委員、土井 勝幸委員 欠席)

【事務局 仙台市職員】

高橋保険高齢部長、米内山高齢企画課長、草刈介護予防推進室長、宮野介護保険課長
吉田青葉区障害高齢課高齢者支援係長、加藤宮城野区障害高齢課長、佐藤若林区障害高齢課長
小原太白区障害高齢課長、星高齢企画課在宅支援係長、小口高齢企画課施設係長
千田介護予防推進室主査、阿部介護保険課管理係長、高橋介護保険課主幹兼介護保険係長
中野介護保険課指導第一係長・坂井介護保険課指導第二係長

<議事要旨>

- 1 開会
- 2 会議公開の確認 → 異議なし(傍聴者なし)
議事録署名委員について、鈴木きよ子委員に依頼 → 委員承諾

- (1) 居宅介護支援事業に関する基準の条例制定について
介護保険課長より説明(資料1)

<質問事項>

委員： 内容に異論はない。地方自治法で定める返還請求の時効期間に合わせて、保存期間を5年とすることで良いと思う。確認したいが、国などの指導によりパブリックコメントの手続きが必要な案件なのか。また、実施する理由は何か。

事務局： パブリックコメントが必要である個別の案件を例示している法律等はないと認識しているが、平成24年度の条例改正時は、市民の意見を広く集めて条例を定めるために実施している。今回は、独自基準を定める部分があり、国の基準と異なる地域の実情に応じた条例を定める機会であり、様々な意見を広く集めた上で条例を制定したいと考えている。

委員：パブリックコメントを実施するのであれば、今回の条例制定以外の意見も集めてみては良いのではないかと。

委員：条例制定時の保存文書の処理はどのようになるのか。

事務局：現行の基準では2年であるため、今後2年を経過したものについて5年間にしていく。

3 その他

委員：認知症の方のケアについて伺いたい。次回の審議会でも第6期計画中の老人ホームやグループホームなどの基盤整備の見込みが示され最終的に保険料が出てくると思うが、考え方として認知症系の整備量について第5期と比較してどのようにしていく予定であるか。

事務局：認知症グループホームの整備量をお示しすることになる。現時点でグループホームに入所している方と入所を待機している方の数に対し、今後3年間の認定者数の伸び率などをかけ合わせ、3年後の必要数を算出し、現在の整備数との差を整備していくことを考えている。現在の見込みとしては、認知症の方が増加していく予測と待機している方がいらっしやることも踏まえ、第5期の整備目標を下回ることはないと考えている。

4 閉会